## 議案第62号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例を次のように定める。 平成22年2月9日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程(平成13年さいたま市条例第237号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市場の名称、位置及び面積)	(市場の名称、位置及び面積)
第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおり	第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおり
とする。	とする。
名称 [略]	名称 [略]
位置 [略]	位置 [略]
面積 <u>16,031平方メートル</u>	面積 <u>15,725平方メートル</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。